

## 社団法人長野県建築士会委員会運営規程

第 1 条 この規程は、本会の会務ならびに事務の円滑な推進をはかるための委員会の運営について定めるものとする。

第 2 条 委員会は、常設委員会ならびに特別委員会とする。

( 1 ) 常設委員会は、総務・情報委員会、建築活動委員会、社会貢献委員会、青年・女性委員会及びC P D制度・専攻建築士制度運営委員会とする。

( 2 ) 特別委員会は、資格試験委員会、会館運営委員会及び理事会で承認された委員会とする。

第 3 条 委員会は委員長 1 名、副委員長 2 名、幹事 4 名、委員若干名を以って構成する。

ただし、特別委員会は実情に則した構成とすることができる。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 条 委員長は、理事のなかから会長が指名し、副委員長及び幹事は委員の互選によって決める。

第 5 条 委員長は委員会を統轄し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。幹事は、委員長の命を受けて会務を司る。

第 6 条 委員会は、理事会より委嘱された事項について速やかに立案し、実施し、事業完結のときは、その経過成案を理事会に報告する。

第 7 条 委員会に必要な応じ部会を設けることができる。

2 部会は部会長、副部会長、部会員を以って構成、委員会の独自事項について立案、実施する。

3 部会長は委員長の推薦により会長が指名し、任期は 2 年とする。

附 則

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。